

# 会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回西東京市空き家等対策協議会
開催日時	令和7年2月6日(木) 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
開催場所	防災・保谷保健福祉総合センター 6階 講座室2
出席者	(委員) 秋山委員、岩崎光子委員、岩崎充利委員、上田委員、澤幡委員、関根委員、大賀委員、竹之内委員、田中委員、武藤委員、村上委員、盛委員(五十音順) (事務局) 古厩まちづくり部長、榊原住宅課長、住田係長、嶋森主任、青木主事
議 事	1 開会 2 議事 【報告事項1】 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 【報告事項2】 既存の管理不全空き家の進捗状況及び今後の対応 【報告事項3】 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 3 その他 4 閉会
会議資料の名称	≪事前配付資料≫ 資料1 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 資料2 既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応 資料3 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

## 会 議 内 容

### 1 開会

≪事務局挨拶≫

#### 【会長】

出席者の確認。本日の出席者は12名となっており、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例(以降「条例」という。)第31条第2項」に規定する定足数を満たしており、本協議会は有効に成立していることを報告する。

会議の公開について。「【報告事項2】既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応」及び「【報告事項3】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」については、「条例第33条第1項第1号」に規定する「会議において取り扱う情報が、西東京市情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するとき」に該当する。

以上のことから、議事の進行は、「【報告事項1】管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」については公開とし、「【報告事項2】既存の管理不全空き家等の進捗状況及び今後の対応」及び「【報告事項3】既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」は非公開としたいがよいか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【会長】

次に「会議録」及び「会議資料」の公開については、「会議資料」の内容に当該空き家等の所在地等が含まれていることから、「西東京市情報公開条例第7条第2号」に掲げる「公に公開す

ることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、「資料1」及び「会議録」のみの公開とする、また、会議録作成のため事務局で会議の録音を行うがよいか。

【各委員】

異議なし。

《傍聴人入場》

## 2 議事

《報告事項1》

【会長】

【報告事項1】「管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」について事務局より説明を求める。

【事務局】

【報告事項1】について説明

【会長】

【報告事項1】について意見、質問等あるか。

【秋山委員】

資料に記載のある、「延焼のおそれのある外壁」とはどういう意味か。

【事務局】

「延焼のおそれのある外壁」は、本市の管理不全空き家等認定基準にある文言ではなく、住宅の不良度の測定基準（木造住宅等）に記載のある文言を使用しており、管理不全空き家等の状態がより詳細に伝わるよう、記載を追加した。

【秋山委員】

具体的にはどのような状況を指すのか。

【事務局】

「延焼のおそれのある部分」は、建築基準法で規定されており、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階については3メートル以内、2階以上については5メートル以内で、材質が不燃材等で作られているものではなく、例えば裸の木材等で作られているものが該当する。

【秋山委員】

外壁が剥がれている、傷んでいるというわけではないのか。

【事務局】

あくまで外壁の材質と位置によって決まるものである。

【上田委員】

今回新たに3件認定されたとのことだが、以前から空き家等として認知されていた物件の状態が悪化したために認定したのか。また、管理不全空き家等の認定について、既に管理不全空き家等の候補があり、順次認定していくのか、タイミングによって認定件数に差が出てくるのか、今後の見通しを含めて伺いたい。

**【事務局】**

今回の3件の認定については、物理的状態が悪化したというのではなく、以前から空き家等として認識しており、所有者等に対して複数回、助言や指導を行っても対応がされていないものと、元々空き家等として認識しておらず、新たに空き家等と認識した物件の状態が管理不全空き家等相当だったものを認定している。今後によっては、状態が変化していくということも想定できるが、現時点ではそれほど状態が悪い空き家等はないので、急に多数が認定になるということはないと思われる。

**【上田委員】**

管理不全空き家等を認定するにあたり、物的状態だけでなく対応状況も影響するとのことなので、今後の認定資料に対応状況も追記すると理解が深まりやすいので、事務局の方で検討願いたい。

**【会長】**

事務局の負担になり得るが、会議を円滑に進める意味でも可能な限りで検討願う。

《傍聴人退場》

《報告事項2（非公開）》

《報告事項3（非公開）》

**3 その他**

**【会長】**

その他の事項について事務局から何かあるか。

**【事務局】**

次回の協議会の開催は、令和7年5月頃を予定している。日程が決まり次第連絡する。

また、令和7年6月30日に委員の任期満了となる。令和7年7月1日からの新たな任期開始に向けて、皆様には任期更新の手続きに協力願いたい。

なお、本日配付した資料のうち、資料2及び資料3についてはこの場で回収する。

**4 閉会**

以上